

美瑛町自治基本条例の運用状況について

1 町民の意見等（第11条関係）

(1) 町民まちづくり提案事業

町の課題に対し、町民の皆さんが思う解決策を提案いただき、次年度以降にまちの事業として予算化することを目的としています。

（※具体的内容は、町ホームページの掲載内容にて説明）

(2) お問合せ（メール、ご意見箱）

いただいたご意見については、自治基本条例施行規則第2条に基づき、「公共性または公益性の低いもの」、「個人の権利や利益が侵害されるおそれのあるもの」を除き、原則公開しています。

①メールでの問い合わせ

令和5年8月1日～12月31日まで 21件 うち公開件数4件

②ご意見箱への問い合わせ

令和5年4月1日～12月31日まで 3件 うち公開件数1件

（※具体的内容は、町ホームページの掲載内容にて説明）

2 会議の公開（第12条関係）

審議会等（町の附属機関及びこれに類するもの）の会議を町民に公開し、町民との情報共有を推進しています。

(1) 会議の公開方法

①会議の傍聴

②議事録の公表（町民コーナーへ備付、ホームページにて公表）

③非公開（個人情報保護等のため）

(2) 公開状況

①まちづくり委員会 会議・議事録の公開

②自治推進委員会 会議・議事録の公開

③表彰審議会 議事録の公開

④町立病院運営審議会 議事録の公開

（※審議会の一部を抜粋して記載）

3 町民参加（第13条～第16条関係）

（1）審議会等の会議

まちづくり委員会において、各種計画や事業等の検討状況等を説明し、いただいたご意見を施策に反映しています。

（2）意見交換会の開催

個別事業の実施や検討に当たっては、地域住民や行政区等との意見交換の場を持ち、町民参加の中から意見等を事業に反映しています。

（3）町民コメント制度

①パートナーシップ宣誓制度の導入

ア 実施期間 令和5年7月18日～8月21日

イ ご意見数 8件

②住民税等の納期変更

ア 実施期間 令和5年9月29日～10月31日

イ ご意見数 19件

（※具体的内容は、町ホームページの掲載内容にて説明）

（4）アンケート調査

新たな施策の検討に当たっては、町民の皆さまの御意見を幅広く伺いながら、まちづくりに反映するよう努めています。

（※事例については、町ホームページの掲載内容にて説明）